

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置  
に関する法律の期限の延長に関する意見書（案）

平成21年11月、厳しい経済金融情勢の下、中小・零細企業の事業主などを支援するため、金融機関は中小企業等から申込みがあった場合、できる限り、貸付条件の変更等を行うよう努めることなどを内容とする中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）が成立した。

この法律では、その実効性を確保するため、金融機関には体制整備やその状況の開示等を、政府には信用保証制度の充実等を義務付けるとともに、行政庁は、監督指針や金融検査マニュアルを改定し、中小企業向け債権について、不良債権に該当しない要件を拡充するなどの措置を講ずることとしている。

また、行政庁の金融検査マニュアルにおいても、金融機関の社会的責任をより重視する検査・監督を行うこととするなど、本法の施行に当たっては、金融機関に対し、中小・零細企業と一体となって経営改善に取り組むことが地域の経済金融の回復、活性化等にもつながることに鑑み、従前以上に円滑な金融仲介の役割を果たすことが期待されている。

このため、同法が平成24年3月末をもって廃案となった場合、依然として厳しい経済金融情勢が続く中、中小・零細企業の事業主などにとって大きな痛手となることは明らかである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、中小企業金融円滑化法の期限を延長するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月 日

東京都議会議長 和田 宗 春

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
金融担当大臣

宛て